

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

施設名

たまプラザ地域ケアプラザ

事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

1 全事業共通

(1) 地域の現状と課題について

【地域の現状】

- ・美しが丘地区は自治会活動や福祉保健活動が活発な地域で、住民は健康、長寿、支え合いを大切にする地域作りの意識が高い地域で、特に子育てのしやすい街づくりは活発です。
- ・山内地区は古くからの住民が多く横の繋がりで、お囃子や神社など古くからある文化を伝承しながら生活する地縁の濃い地域であり、旧住民が主体となって地域活動を積極的に行っています。
- ・高齢者虐待、緊急対応、精神疾患、多問題家族など多様なケースや、駅隣接という立地条件からも相談件数が多く、担当職員も支援者としても高いスキルが求められています。
- ・ボランティア活動に関心の高い地域で、地域住民が主体となって活動できるような団体作りや、多世代が交流出来るサロンなどが求められています。
- ・健康維持や、介護予防などに関する意識が高く、健康体操やウォーキングへのニーズが高いエリアです。

【地域課題】

- ・ケースが重くなってから相談に来られる方や、長期的な支援が必要なケースが多く、区役所や地域協力員（民生等）との連携が重要になっています。またケースの早期発見が重要で地域の掘り起こしも課題です。
- ・多様なケースに対応できるよう関係機関や医療機関とのネットワーク構築や連携の強化が求められます。
- ・地域団体は多く存在していますが個々の活動が中心で、団体同士の関わりが少ない事から、ケアプラザが団体同士の繋ぎとなれる活動支援が必要です。
- ・経済的に恵まれた方の多い地域ですが、家庭内崩壊、ニート、引きこもり問題など外には見えにくい閉ざされた個別課題が多い地域です。
- ・高齢化率の高い、美しが丘1丁目から3丁目に対して実態把握や介護予防など積極的なアプローチが必要で、エリアの民生委員や自治会など地域協力員との連携が重要と感じています。
- ・区内全域でもオレオレ詐欺や消費者被害が拡大している事から、防犯活動を自治会や警察と協力して、被害者を増やさない為の防止対策を、地域ぐるみで推進する必要があります。

(2)相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- ・地域ケアプラザの立地からエリア外住民の相談や、他区や他市県の相談者が来所される事が多く、エリアにこだわらずに相談や支援を行って、必用に応じて担当エリアの地域包括支援センターなどに情報提供を行っています。
- ・地域ケアプラザに寄せられる相談に関しては全ての相談を受け、ワンストップ窓口として地域の方に安心してもらえるように心掛け、分野外の相談に関しても専門機関等に問合せをして継続支援して行けるように適正に引き継ぎます。
- ・障がい児者、子ども分野については、区役所や地域活動団体と連携をとりながらお互いの活動を広報紙等でPRをし、また地域ケアプラザと事業共催する事で地域活動団体の活動内容を理解してもらえるよう取り組みます。
- ・情報提供としてチラシを地域ケアプラザ内に、高齢者・子育て関係・地域活動団体・地域情報等と分かりやすく配置し、来場者には積極的に話しかけて事業案内や相談等や支援が必要なケースは直ぐに地域包括支援センターに繋がります。
- ・エリア外の相談については、担当の地域包括支援センターへ繋がります。

(3)各事業の連携

- ・地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援コーディネーターは福祉保健活動の地域支援や自主企画事業などで、5職種連携が出来るよう定期的な会議やミーティングを行い、情報交換および共有、事例検討などを行います。
- ・ケアプラザで開催する事業等は主に地域交流が中心であるが、必要に応じて全ての部門の職員が協力して運営します。
- ・会議に参加できない職員は議事録を回覧し、その回覧をチェック表にて管理することで情報が洩れなく、共有を図ります。
- ・包括カンファレンスや毎日の三職種間のミーティングでの個別ケース検討において、随時の5職種間の打合せやどのような支援が必要か把握・検討し、適切な保健、医療、福祉サービス、機関、制度の利用に繋げるための支援策を考えます。また、その中から地域課題等を抽出し、地域福祉保健計画に基づいた地域活動を展開します。

(4)職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ・働きやすい環境を整える為に、法人としてキャリアアップ体制を構築しており、多くの職員が専門性を高めながら長く勤められる職場体制を目指しています。
- ・職員の中から研修委員を選出して、年間に行なうべき必須研修計画を立て実施しています。
- ・研修内容は、接遇、倫理、コンプライアンス、専門職としてのスキルアップ等実施し、資格更新やキャリアパスにつながる研修については勤務扱いとし、研修費用や交通費を負担して参加者の負担軽減を図ります。
- ・OJTの職員研修はケアプラザ内部と法人全体で行っており、職員育成に向けた取り組みを継続して実施します。
- ・地域包括支援センターは、相談業務などで利用者のニーズを深く理解する事に努め、その上でサービス利用の情報提供が必要な時は、必ず選択出来る提案を行って中立性を確保します。
- ・ケアプラザの貸館についても施設利用マニュアルを守り、透明感のある施設管理を継続して行います。

(5) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ・地域の協力員である自治会や民生委員等の定例会に参加して関係を維持し、地域ケア会議の開催、高齢者や障がい者の支援等を積極的に行い、地域住民の自立した生活を地域の方と共に支えられるように幅広いネットワークを構築します。
- ・地域のニーズを探るため自治会や老人会等にも毎月参加し、顔見知りの関係を構築して意見の出やすい関係作りを進めます。
- ・青葉区医師会で取り組んでいる青葉区医療・介護連携や、災害時地域医療検討会、次世代郊外まちづくり等とも連携し、地域包括ケアシステムの推進を目指します。
- ・二つの地域で行う防犯パトロール・商店会活動・地域内でのまつり・防災訓練・学校や地域で行う運動会など地域行事に参加し、情報共有から幅広いネットワークを維持します。

(6) 区行政との協働

- ・前年に引き続き青葉区で行う「寄り添い型学習支援事業」に協力します。
- ・公民連携事業である『どにち☆ひろば』に関しても引き続き協力をし、CDやホームページ等を活用した広報活動や、地域ケアプラザ事業『おやこあそび場』の中でも協力企業と連携した事業PRを積極的に行い、連絡会にも参加して事業継続の支援を行います。
- ・たまプラザ次世代郊外街づくり活動を支援し、青葉区役所、横浜市建築局、経済局等と連携します。
- ・その他、歯磨き教室、育児教室などにも協力し、保育園長会など各種の会議場としても施設を優先して案内します。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

○高齢者関係

- ・健康意識の高い地域である事から運動系事業を毎月継続して開催し参加者に運動習慣の習得、運動のきっかけ作り、運動の継続等を説明し、健康寿命を延ばす為に介護予防に向けた取り組みを行います。
- ・高齢者の生きがい作りとして事業も開催し、希望者には地域ケアプラザの福祉保健活動団体の活動を紹介して繋げます。
- ・事業後のアンケートからも希望が多い「歌の会」を、今年度も定期的で開催して利用者のニーズに応じて、多くの方に地域ケアプラザに足を運んでもらいます。
- ・運動にも音楽にも興味のない方の外出のきっかけ作りや居場所作り、仲間作りのための事業を開催して、地域ケアプラザに足を運ぶ機会を作ります。
- ・新オレンジプランに基づき認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の正しい理解、認知症の方や介護者が集える場所作りとして「認知症カフェ」を継続して地域への拡がりを支援します。
- ・地域ボランティアの自主運営となった高齢者の孤食防止や、高校生との多世代交流の場となる「たまコネ食堂」に協力し、地域課題解決に向けて支援します。

○子育て関係

- ・区役所の子ども家庭支援課、健康づくり課、ラフル、地域の子育て拠点等と定

- 期訪問や事業などから相互連携を図り、利用者支援に結びつくよう努めます。
- ・子育て中の母親の健康づくりなどにも注目し親子で楽しめるリトミックを定期的に開催し、仲間作りや身体を使いリフレッシュできる企画を実施します。
 - ・アンケート等で意見の多い、英語に親しむ親子事業を開催し、地域ニーズに応じます。
 - ・昨年度養成した子育てボランティアの協力で、見守り保育付き事業を開催し、子育て中の母親が事業に参加できる環境作りを支援します。
 - ・地域の子育てエリア会議等でニーズの高い、二人目育児や育休中の母親を支援する事業を、美しが丘地区民児協や男女共同参画センター横浜北と共催し取り組みます。
 - ・昨年に続き、父親育児支援講座の開催し、父親の仲間作りや育児世代の男性の来館を促します。
 - ・火・木曜日に開催している「おやこあそび場」に関しても、子育て中の方が安心出来る場所として継続して、ボランティアの活用等も積極的に行います。
 - ・夏休みなどの小学生向けの工作教室、親子で楽しめるランチカフェや歌の会等で多世代交流が出来る企画も行います。
 - ・地域ボランティアが中心に活動する「こども食堂」にも協力し、子どもの貧困問題や家族支援などにも積極的に関わって、子どもの居場所づくりを目指します。

○障がい児・者関係

- ・障がい児を対象にした「おもちゃのひろば@たまプラーザ地域ケアプラザ」を、あおばおもちゃのひろばと共催して、障がい児の親の居場所や輪づくりを毎月実施して、障がい者や介護者が安心安全に生活できる事業を推進します。
- ・夏休みのこども向けワークショップを、あおばおもちゃのひろばスタッフの協力下、療育センターや支援学級とも連携します。
- ・発達障害児の親子への理解と支援者とのより良いコミュニケーションを図るための事業をNPO法人ではで神奈川と共催し、支援を継続します。
- ・ダウン症児とその家族等の居場所づくりとしての事業から自主化した支援団体とも連携して活動する。
- ・精神的に問題を抱えた人の集える場として、ほっとサロン青葉と共催する「ほっとおしゃべり会」を継続して、定期開催します。
- ・障がい者への偏見を無くして暮らしやすい地域を目指す為に、地域の障がい者支援団体やボランティアが継続活動出来るよう支援し、共催事業などで協力をします。

○その他

- ・認知症や引きこもりで地域に出る機会の少ない方が集える場所作りとし、認知症カフェや、麻雀の会を毎月開催し、ボランティアが中心となる住民主体のインフォーマルサービスに結び付けるよう支援します。
- ・多世代が交流出来る事業（地域の方が学習できる会、減災に向けた取り組み、等）を幅広く住民に向けて企画し、多くの地域住民が参加してもらう事でケアプラザを知ってもらい、福祉保健に関心を持ってもらう機会を多く提供します。
- ・歌の会だけでなく、気軽に音楽に触れる機会を設け、多世代交流の場を提供します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・福祉保健活動団体（団体Ⅰ）が活動しやすいように、各団体の利用頻度や傾向を把握して調整を行い、定期利用が望ましい団体については年間で会場利用が出来るように予定を組んで支障がないよう調整します。
- ・登録団体数が多い事から活動団体が希望する部屋の予約が重なり、抽選で外れた団体をフォローするために、希望する日時に活動が出来るよう、第三希望まで部屋を選択してもらい、抽選で外れた場合も可能な限り活動が出来る配慮を行い、利用者本位の視点で対応します。
- ・利用団体の代表者会議を開催し、適正な施設利用の案内や団体からの要望等を把握し、活動団体が公平に利用出来るような取組を行い、団体活動時の防災意識を高める取り組みを行います。
- ・自主企画(自主事業)から、自主化した福祉保健活動団体が日頃の活動に困らないよう団体の区分けを福祉保健活動団体（団体Ⅰ）に位置づけており、活動がスムーズに出来るように支援します。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ・地域でボランティア活動を希望する住民が多い地域でもある事から、多くのボランティアを発掘して、活動に結びつけます。
- ・ボランティア登録をされた方が活動して頂けるように自主事業等へ参加協力を依頼し、また地域の学校や自治会とも連携をしてボランティアニーズを拾い集め、地域でもボランティアが活動出来る場の提供を行います。
- ・認知症や引きこもりの居場所づくりとして「プラぶらっとカフェ」や「プラぶらじゃん雀」を毎月開催し、ボランティアを中心とした運営ができる支援を続けます。
- ・「よこはまイキイキポイント」のボランティア登録者が活動出来るように指定を受けており、シニアボランティアポイントの紹介をしながら、登録者が活動出来るように場の提供や、活動の呼び掛けやコーディネートを継続します。
- ・福祉保健協力団体（団体Ⅱ）やボランティアを希望する方が、スムーズにボランティア活動に繋がるよう調整やコーディネートをする「ボランティア相談会」を毎週火曜日にぷらボラの協力の下で開催し、ボランティアをコーディネートする活動を継続し、また、繋がってもらうような仕掛け作りとして、活動をマッチングさせるボードを作成し地域のボランティアの活性化を目指します。
- ・年二回以上のボランティア活動が必須の福祉保健協力団体（団体Ⅱ）と福祉保健活動団体（団体Ⅰ）の合同で交流会を開催し、新たな地域活性化へ繋がるよう支援します。
- ・新たなボランティア団体を立ち上げるための事業を行い、継続した活動ができるよう支援します。
- ・気軽なボランティアの場として、居場所作り事業である「おりがみボランティアの日」を継続し、地域のボランティア発掘の場としても活用します。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・奇数月に発行している広報紙「プラぶら通信」を継続し、その他「各種事業チラシ」等の他、館内で「ボランティア活動の案内」や、福祉保健協力団体（団体Ⅱ）のメンバー募集案内等による情報発信を行います。
- ・各種事業チラシを対象種目ごとに色分けし、自主事業の区別を見える化します。
- ・ホームページやブログ、広報紙などを活用して、積極的に活動する福祉保健団体の記事を掲載して地域住民に向けた情報発信を行い、また、ケアプラザの事業案内や活動報告などにも活用します。
- ・住民から福祉保健活動に関する問い合わせや、サークル活動への参加希望などがあった場合には、会の内容や活動日時などの情報提供を行って見学等に繋げ、希望者が活動できるような支援を継続します。
- ・これまでに関係構築をしてきた地域の関係団体（連合自治会・単位自治会・地区社協・老人会・民生児童委員・保健活動推進員・地区民児協・圏域内の4小学校2中学校・地区保健活動推進員会・家防災・防犯パトロール・圏域内の4小学校のはまっこ・当ケアプラザの登録団体等）の活動に関わり、多岐にわたる視点からの情報収集及び情報提供を継続します。
- ・地域包括ケアシステムの取り組みを意識し、地域の諸団体と連携から情報収集及び発信を継続します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・事業は地域のアセスメントをもとに計画実施します。
- ・実施に当たっては地域の方と相談、協力します。
- ・ケアプラザ内で課題を共有し、5職種に加え居宅介護支援部門とも連携します。
- ・地区社協、自治会、民生員、企業など地域の活動団体と連携を図ります。
- ・担当区域にだけでなく地域の人たちの生活圏域を念頭に、他の地域ケアプラザと連携し課題の解決を目指します。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・地域の様々な集まりに参加し、地域の方々のニーズを直に伺う機会を多く持ちます。5職種で分担して地域の集まりに参加し、活動の状況などを共有します。
- ・他職種と連携し多角度からアセスメントを行います。地域ケアプラザの講座や事業でもアンケート結果を共有しニーズの把握します。
- ・アセスメント結果の可視化を進め事業を進めていく根拠とし、地域の方々の説明にも活用します。
- ・担当地域の住民活動・NPOの活動の内容を調査し、必要な支援を行えるようにし、また企業がどのような地域支援を求めているか調査して協力します。

(3) 連携・協議の場

- ・ 毎月の包括カンファレンスに参加し、情報・地域の状況を共有し連携して課題の解決を行います。
- ・ 地域ケア会議を通し、地域の課題の課題解決に向け支援します。
- ・ 介護予防・生活支援サービス補助事業の「青葉GOGOクラブ」において毎回振り返りに参加し、活動の支援を継続します。
- ・ 新石川スポーツ会館、荏田地域ケアプラザと連携しサロンを開催します。企画の段階から地域住民に参加してもらい、地域のニーズにあった内容を決定します。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・ 昨年度作成したサービスリストをさらに充実させていきます。担当エリアの情報だけでなく住民の生活区域を考慮し広域のケアプラザと地域資源を共有します。
- ・ 生活区域が近いケアプラザと連携しボランティアグループの立ち上げを支援します。他ケアプラザと連携することで担い手不足や広域のニーズに対応できるように仕組み作りをします。
- ・ ボランティアグループの立ち上げを目的にシニアボランティアポイントの講座を、4つのケアプラザで共催し開催します。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

ア 地域におけるネットワークの構築

- ・ 地域の総合相談窓口として、広く地域に周知されるよう、関係各機関とネットワーク作りを継続します。
- ・ 具体的には、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、各自治会、老人会、ボランティア団体等との交流や各種会合へ参加や、医療機関へ広報誌を配布し、地域包括支援センターのPRを行います。また、支援を必要とする人の把握し、適切な支援や見守りが出来るよう取り組みます。
- ・ 医療機関へ広報誌を配ることで、医療機関との連携・ネットワーク構築を図ります。

イ 実態把握

- ・ 総合相談支援業務を適切に行う前提として、ネットワークを活用する他、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。

ウ 総合相談支援

- ・ 地域包括支援センターのリーフレット（顔写真入り）を作成し、老人会、介護予防事業、出前講座等で配布地域に身近な相談窓口であることを積極的に周知します。
- ・ 地域ケアプラザの立地からエリア外住民の相談や、他区や他市県の相談者が来所される事も多いため、エリア外の相談については、担当の地域包括支援センターへ速

- やかにつなげ、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。
- ・分野外の相談に関しては専門機関等を調べ、必要な支援が継続受けられるよう引き継ぎます。
 - ・障がい者の方については、区役所や地域活動団体（機関相談支援センター・ほっと青葉・ラフル・NPO等）と連携をとり、必要な支援が受けられるようします。
 - ・総合相談の来館者が様々な講座やイベント、地域情報等に興味が持てるよう、分かりやすく掲示し、ラックに配架します。
 - ・総合相談内容の整理を行って地域ニーズや課題の把握に役立てます。

(2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ・定期的に顔を出している宮元サロン、緑風会等の老人会、また認知症カフェを通じて振り込め詐欺防止の説明を行い、被害防止の啓発活動を継続します。
- ・地域向けに専門職から福祉講座を行う中で介護保険制度、エンディングノートの活用についての講話を実施し、それぞれの分野の専門職とのつながりを継続します。
- ・平成29年に開催した福祉講座に関してはアンケート集計の結果から好評であったため、同内容で他エリアでも開催をします。

イ 高齢者虐待への対応

- ・老人会での啓発活動、介護者の集いを行いながら、早期に気が付き相談できる体制を作ります。
- ・ケアマネジャーよりケースの相談があった時には緊急性判断シートをもとに3職種で緊急性の判断を行なうと共に、区と連携をしながら支援の方向性を検討して進めます。
- ・ケアマネジャーと担当者会議やケースの相談を通じて日頃から支援者間でも早期発見、早期介入に繋げられるような体制作りをします。
- ・美しが丘CPと隔月開催で介護者のつどいを開催し、エリアを越えて介護者支援を行います。

ウ 認知症

- ・認知症初期集中支援チームや物忘れ相談を活用し、認知症専門医と受診相談やその後の認知症を要する本人と介護者への継続的な支援ができるようにします。
- ・認知症の人とその家族、認知症予防や地域が認知症を理解できる場として認知症カフェを継続します。
- ・認知症を介護する人の支援として認知症カフェの案内、相談できる場として介護者のつどいを広く活用できるよう、継続します。
- ・地域や若い世代、企業や学生向けに認知症サポーター養成講座を実施し、キャラバンメイトが活躍できる場を設けられるようフォローアップ研修を実施します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・平成30年度も、安心してたまプラザ近辺での住み慣れた生活を継続できるよう地域住民や老人会等各関係者と連携しさらに、皆で見守り支える体制づくりに取り組んでいきます。
地域の民生委員、児童委員や老人会など各種団体の定例会に参加し地域包括支援センターの役割を多くの住民の方に理解して頂ける様、周知活動を行います。また地域に存在する課題や問題を共有して、解決できるようよう、緊密かつ継続的に連携を図ります。
- ・関係機関との連携推進として青葉ふれあい見守り事業山内連絡会、また地域密着サービス事業者の運営推進会議などへの参加し、連携を深めます。

イ 医療・介護の連携推進支援

- ・地域包括支援センター主催のカンファレンスやケアマネジャー連絡会にて訪問看護ステーションや医師会との意見交換の場を作り、医療と介護のスムーズな連携を図ります。また認知症支援において、物忘れ相談や認知症初期集中支援チームからの支援が効果的になるよう、居宅介護支援事業者等にも協力を求め、高齢者支援のネットワークの構築と連携推進を図ります。
- ・包括エリア内の医療機関や薬局などに定期的にケアプラザの広報誌や包括支援センターの案内等を隔月配布しており、地域包括支援センターや地域ケアプラザの役割などの周知をこれからも続けます。

ウ ケアマネジャー支援

- ・毎月居宅介護支援事業者向けに包括カンファレンスを行い、情報提供や各研修、意見交換会を実施します。またその他にも OGSV 方式による事例検討会などを行い、多問題・支援困難ケースなどへの対応や皆で考える機会を作り地域のケアマネジャーの知識や資質の向上を目指します。また必要に応じて支援困難ケースの担当者会議等に随時参加します。
- ・ケアマネジャーから質問が多い項目や新たに追加になった解釈、行政からのお知らせなどは包括発信のメーリングリストや包括カンファレンスを通じて迅速情報提供できるように支援します。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ・要支援・要介護認定を受ける人の数が増加しており抱える問題や課題も多岐にわたる事から多職種の協働や連携が欠かせなくなってきました。その為地域ケア会議や包括カンファレンスの開催を通じて業務の理解や各種高齢者施策の利用促進などをすすめます。医療機関や医療系サービスと介護サービス・ケアマネジャーを交えた意見交換や地域ケア会議を実施し、利用者の自立した生活を続けるための連携を図れるように支援します。
- ・包括カンファレンスの実施は引き続き青葉区役所地区担当と包括、地域ケアプラザの5職種での連携で情報を共有し連携協働を行います。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

ア 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ・ 介護予防および日常生活支援を目的とし、心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、青葉区の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスを含め、要支援者等の状況に応じたサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ・ 介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標志向型の目標設定をし、利用者自身が目標の達成に向けて取り組んでいけるよう、介護予防ケアプランを作成します。

(6) 一般介護予防事業

ア 一般介護予防事業

- ・ 地域企業や介護者サポート、地域の老人会や自治会などで出張講話を行い介護予防の普及啓発を図ります。また予防ケアマネジメント対象者に対しては介護予防に資する事業や、要支援等の状態にならないよう自発的、継続的に介護予防に取り組めるような提案等を行い支援します。
- ・ 年間を通し、認知症予防、ロコモ予防、口腔栄養等の介護予防事業を展開し、地域住民の介護予防に対する意識向上を図ります。具体的には、地域住民向けにヘルスプロモーション講座（4回シリーズ）で健康教育を開催します。
- ・ 3つの元気作りステーションの運営を支援し、安定した運営ができるよう支援します。また、地域住民等と連携しながら、身体機能低下等により元気づくりステーションに参加できなくなった高齢者の居場所作りを支援して行きます。
- ・ 平成29年度までは、介護予防事業および元気づくりステーションのプログラムが運動中心であったため、認知症予防および社会参加も兼ね、数独クラブを前期・後期で開催します。

5 その他

- ・ 毎月1回実施している認知症カフェ「プラぶらっとカフェ」では地域のボランティアやキャラバンメイトが参加者と交わり活発な活動を行います。また参加者同士の交流も盛んで毎月お互いに会えるのを楽しみにしているなど生き甲斐作り、交流の場として地域に根差したものとして確立している為今年度も継続します。
- ・ 障害や認知症による引きもりの方のつどい場として、平成27年度3月より「プラぶらじゃん雀」を月に1回開催したが、対象者やボランティアの協力により活発な活動となり、月2回開催とし継続します。
- ・ 介護予防事業、福祉講座等を実施した際には、参加者にアンケートを実施し、どのようなニーズがあるのか把握し、今後の企画に反映します。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

1 施設の適正な管理について

(1) 施設の維持管理について

- ・施設や備品の破損が発見されたら、速やかに修繕を行って来館者が気持ちよく施設を利用してもらえるように努めます。
- ・毎日、当番制で施設内の自主検査や点検など安全確認チェックを行い、設備の保全管理や防犯に努めます。
- ・貸出備品に関しては毎回、数や破損などの確認をして、適正な備品管理を行います。
- ・全ての職員は五つの委員会活動（安全管理・研修学習・エコ・広報・親睦会）の何れか担っており、各委員会活動を通して職場や施設の維持管理に努め、各部の活動報告は毎月の職員会議で報告します。
- ・環境管理として毎週の水質点検や、月に一度の空間汚染点検を行います。
- ・館内で汚れが見つかった場合は、職員が積極的に清掃や消毒作業が出来るようにします。

(2) 効率的な運営への取組について

- ・まずは地域ケアプラザの存在を認知してもらう事が大切で、そのため地域の連絡会や定例会に出向く機会を多く持って、施設や事業のPRを行い、また地域の回覧や掲示板などを活用して広報活動を積極的に行います。
- ・毎日の朝礼で各自一日の流れを全員で確認し、また毎月、職員会議や各部署のミーティングを行い、事業報告や情報の共有などを効果的に実施します。
- ・イベントや教室を開催した時には終了後にアンケートを取っており、事業の評価やニーズの把握を行って次の事業に繋がります。
- ・ボランティアを活用し、ケアプラザや地域の事業参加や企画などにも係ってもらい、ケアプラザの協力員として共に地域の福祉保健活動の担い手として活動します。

(3) 苦情受付体制について

- ・苦情については責任者が速やかに所長に報告して対応をするとともに、再発防止についての取組や対策を職場内で検討します。
- ・全ての苦情については法人内の第三者委員会に掛けて第三者委員の意見を反映させ再発防止や、透明性のある施設運営を行います。
- ・施設内に「ご意見箱」を設置して、来場者からの苦情や、運営に関する意見等を集めやすいようにし、集まった意見に対しては職員間で改善策を検討します。

(4)緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・ケアプラザ自衛消防隊を結成し定期的な消防訓練に参加し、事務所内に役割が一目で分かるよう組織図や、緊急時建物管理事務所の連絡先を張り付ける等、組織的な対応を図ります。また、大規模災害が夜間や休日に発生した場合を想定して、連絡網を作成し職員に配っており、また緊急時用としても備え付けて有事に備えます。
- ・来館者が多いケアプラザなので不審者の侵入を防ぐ為に、来館者には積極的な声掛けをして事故を予防します。
- ・奇数月に行っている地域の防犯パトロールに職員が参加し、防犯の抑制と地域住民や警察との連携を図ります。
- ・火の元や戸締りなど自主検査や点検を目的に安全確認チェックを毎日行い、設備保全管理や防犯に努めます。

(5)事故防止への取組について

- ・職員の中から安全管理委員会を3名選出しており、緊急や事故発生時の対策、事故防止に向けた研修、マニュアルの評価修正、実践を想定した演習なども実施します。
- ・事故を四つに分類（貸館事故、自主事業中の事故、居宅介護支援事業や地域包括支援センター訪問時の事故、感染症発生時の事故）したフローチャートを作成して、誰もが目につく場所に吊して有事に備えます。
- ・ヒヤリハットの振り返り、安全対策につながる業務改善等継続します。
- ・毎日、当番制で施設内点検を実施し、点検の見落としが無いようにチェック項目をシートにして管理をします。
- ・子供が多く利用するプラザルームの安全性を高め、事故を予防する為にハード面やソフト面での見直しを行う為に、担当職員と毎月会議で聞き取りを実施します。

(6)個人情報保護の体制及び取組について

- ・個人情報が入力されている個人のノートパソコンを盗難から防止する為や、個人でパソコンを持ち出せないようにワイヤーで固定します。
- ・個人情報をSDカードやメモリースティックなど記録媒体に落とし込み、外に持ち出す事を禁止します。
- ・個人情報ファイルの棚は毎日施錠し、適正な場所に管理します。
- ・ファックスなどを送る場合は二重チェックとし、他の職員にも声を掛けて確認作業を継続して、ご配信を防止します。
- ・個人情報研修をOJTで行い、個人情報チェックシートなどを利用して業務の見直しを随時行います。

(7)情報公開への取組について

- ・ホームページを作成し、そこでケアプラザの活動予定や事業報告など情報公開を効率よく行います。
- ・ケアプラザ利用者アンケート集計結果を広報紙にて一部公表する他、館内で開示して運営の透明性のある施設運営を行います。
- ・法人の運営状況等の資料はホームページで閲覧可能にするほか、管内掲示し、情報の公開に努めます。

(8)人権啓発への取組について

- ・ O J Tにて人権研修を実施して、職員の意識改善や見直しを行います。
- ・ 人権擁護員の方を招き法人に所属する職員を対象に人権研修を年1回実施します。

(9)環境等への配慮及び取組について

- ・ ゴミ排出量削減（G30）推進の為、館内にゴミ箱は設置しないでゴミの持ち帰りの協力を呼びかけ、市民へのゴミ削減意識の向上に努めます。
- ・ 事業系ゴミは適正なゴミ回収を行ってマニフェストを管理し、事業で発生したダンボール、シュレッター紙屑はリサイクルとして活用する為に分別し処理します。
- ・ 施設利用者にはエネルギー削減対策とし館内に節電や節水の貼り紙から啓発を行い、職員間ではエコ委員会を設置し、毎月の光熱費報告や節電などを呼び掛けエコ活動の意識向上を図ります。
- ・ 「空調機フロン排出抑制法」に基づいたフロン漏えい防止において、点検委託事業者に追加点検を契約事項に継続して加えます。

2 介護保険事業

(1) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

《職員体制》

包括支援センター	主任ケアマネジャー	1名
	社会福祉士	1名
	保健師	1名
	予防支援プランナー	1名

《目標》

- ・利用者が自立した日常生活を送る事ができるように介護予防サービスのみならず、インフォーマルサービスが適切に利用できるような支援します。
- ・日常生活支援総合事業への移行を踏まえて、介護保険非該当者や日常生活支援総合事業対象者に対し個々の状況に応じてケアプラザ事業や地域活動の参加を促し、自立支援に取り組めます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・利用者には地域包括支援センターや地域交流部門の事業を積極的に情報提供し、特に今年度から開始する日常生活支援総合事業（サービスB）の周知と、対象者に応じて参加を促します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
180	180	180	180	180	180
10月	11月	12月	1月	2月	3月
180	180	180	180	180	180

(2) 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・常勤専従・・・ 2名
- ・常勤兼任・・・ 1名

《目標》

- ・自立支援の視点に立ったケアマネジメントを行い、ご利用者の望む生活の実現を目指します。
- ・ケアマネジャーとして資質の維持向上に努め、特に対人援助職としてのスキル他職種と、適切に連携できるスキルを身につけるため自己研鑽に努めます。
- ・ケアマネジャーとしての視点から地域ニーズを抽出し、介護予防・自立支援に向けた事業の企画にも積極的に取り組み、多様で柔軟な生活支援のある地域作りを意識します。
- ・関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、インフォーマルサービスも積極的に取り入れた支援に務めます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・利用者には地域包括支援センターや地域交流部門の事業を積極的に情報提供し、特に今年度から開始する日常生活支援総合事業（サービスB）にも協力する。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
80	80	80	80	80	80
10月	11月	12月	1月	2月	3月
80	80	80	80	80	80

(3) 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

-
-
-

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1） 円

（要介護2） 円

（要介護3） 円

（要介護4） 円

（要介護5） 円

● 食費負担 円

-

-

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 日

《提供時間》 : ~ : (半角で入力 例 9:00~15:00)

《職員体制》

《目標》

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

(4) 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

-
-
-

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
（事業対象者） 円
- （要支援1） 円
- （要支援2） 円
- 食費負担 円

-
-

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 日

《提供時間》 : ~ : （半角で入力 例 9:00~15:00）

《職員体制》

《目標》

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。 【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月